**短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業者自主点検表（併設・従来型）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年月日 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 法　人　名 |  |
| 代表者（理事長）名 |  |
| 介護保険事業所番号 | ２ | ７ |  |  |  |  |  |  |  |  | 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 |
| 事業所 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 記入担当者職・氏名 | （職）　　　　（氏名） | 連絡先電話番号 | －　　　　－ |

□　自主点検表記載にあたっての留意事項

⑴　チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」に、該当しない内容

については、「該当なし」にチェックをしてください。

　　⑵　その他については、具体的に記載してください。

Ⅰ（基本方針）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 該当なし | 根拠 |
| 1. 基本方針
 | 【介護】利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っているか。 | □ | □ | □ | 介基準120予基準128府基準148府予基準130 |
| 【予防】利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。 | □ | □ | □ |

Ⅱ（人員に関する基準）

| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 該当なし | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　従業者の員数常勤の要勤務時間数は、事業者において就業規則、雇用契約等により定めるもので、32時間を下回る場合は32時間とする。「育児・介護休業法」の短縮措置が講じられている者については、30時間として取扱い可能。* 就業規則
* 辞令・雇用契約書
* 出勤簿、タイムカード

・　資格、経験が分かる書　類 | 必要な人員が配置されているか。下表で確認

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種勤務形態別配置数 | 医師 | 生活相談員 | 看護職員 | 介護職員 | 栄養士 | 機能訓練指導員 | 調理員その他の従業者 |
| 常勤 |  |  |  |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |  |  |  |  |  |
| ※上記の常勤換算数 |  |  |  |  |  |  |  |

常勤換算数（平成　年　月実績）A　非常勤延勤務時間（　　　H）B　常勤者要勤務時間（　　　H/月）A÷B＝（　　人） | □ | □ | □ | 介基準121予基準129老企第25号第3-8-1府基準149府予基準131 |
| (置くべき職種員数算出基礎人数＝**利用者の数**（前年度の平均）)前年度の全利用者の延数÷365＝**人**　　 | □ | □ | □ |
| **（医師）**・　１人以上となっているか。（施設との兼務可能） | □ | □ | □ |  |
| **（生活相談員）**・　常勤換算方法で、施設と合算した利用者の数が100又はその端数を増すごとに１人以上となっているか。**（例）利用者100人まで 常勤換算方法で　１人****利用者100人超～200人 常勤換算方法で　２人**・　短期入所生活介護事業所としての定員が20人以上の場合、常勤１人となっているか。 | □ | □ | □ |
| **（介護職員又は看護職員）**・　介護職員又は看護職員の合計数は、常勤換算方法で、施設と合算した利用者の数が３又はその端数を増すごとに１人以上となっているか。・　短期入所生活介護事業所としての定員が20人以上の場合、看護職員のうち１人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。 | □ | □ | □ |
| **（栄養士）**・　１以上となっているか。（施設との兼務可能）※　ただし、利用定員が40人を超えない指定（介護予防）短期入所生活介護事業所にあっては、近隣の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、当該事業所の効率的な運営を期待できる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは栄養士を置かないことができる。 | □ | □ | □ |
| **（機能訓練指導員）**・　１人以上配置しているか。（施設との兼務可能）※ 機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。※　日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。 | □ | □ | □ |
| **（調理員その他の従業者）**当該指定（介護予防）短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数を置いているか。 | □ | □ | □ |
| 従業者の資格は適正であるか。・　生活相談員…社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員・　看護職員…看護師、准看護師・　介護職員…資格要件なし・　機能訓練指導員…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。） | □ | □ | □ |
| ２　人員に関する基準の　　みなし規定 | みなし規定を適用する場合、指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているか。 | □ | □ | □ | 介基準121予基準129府基準149府予基準131 |
| ３　管　理　者 | 常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。兼務である場合は、次のとおりであるか。１　当該指定（介護予防）短期入所生活介護事業所における他の職務に従事する場合２　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合※　この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。

|  |  |
| --- | --- |
| 職　　　名 | 事　　業　　所　　名 |
|  |  |

※　管理者の兼務に関する大阪府の考え方は下記に記載。 | □ | □ | □ | 介基準122予基準130老企第25号第3-8-1(5)府基準150府予基準132 |
| 管理者の交代があった場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。 | □ | □ | □ | 法第75条則第140条の40 |

◆管理者の業務に支障がないとして他の従業者との兼務が認められる場合

★大阪府の考え方（兼務が認められる場合）

①　同一事業所内における兼務

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **居宅サービス事業所等の種類** | **兼務が認められるもの** |
| １ | 居宅介護支援事業所 | 管理者と介護支援専門員 |
| ２ | 訪問介護事業所 | 管理者とサービス提供責任者 |
| ３ | （介護予防）訪問看護事業所 | 管理者と訪問看護員 |
| ４ | （介護予防）福祉用具貸与事業所 | 管理者と専門相談員 |
| ５ | 特定（介護予防）福祉用具販売事業所 | 管理者と専門相談員 |
| ６ | ４、５の運営を一体的に行う事業所 | 両事業所の管理者と両事業所の専門相談員 |
| ７ | 通所介護事業所 | 管理者と生活相談員 |

②　併設する（同一敷地内にある）他の事業所との兼務

管理者のみの兼務に限る。

（例）訪問介護事業所の管理者と（介護予防）訪問看護事業所の管理者の兼務

※　①及び②の両方の兼務は認めないものとする。

※　以上の考え方に該当しない個別事例については、人員基準の趣旨を踏まえ、個別に判断する。

**【参考図】**

②

①

Ⅲ（設備に関する基準）

| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 該当なし | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　　利用定員等 | 利用定員を20人以上とし、指定（介護予防）短期入所生活介護事業の専用の居室を設けているか。・　併設され一体的に運営される場合であってそれらの利用定員の総数が20人以上である場合であっては、その利用定員を20人未満とすることができる。 | □ | □ | □ | 介基準123予基準131府基準151府予基準133 |
| ２　設備及び備品・　設備・備品台帳 | 建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 | □ | □ | □ | 介基準124予基準132老企第25号第3-8-2府基準152府予基準134 |
| ○準耐火建築物である場合は次の１，２のいずれかを満たしているか。１　居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。（平家建て）２　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。⑴　当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と協議の上、第140条の13において準用する第140条において準用する第103条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。⑵　第140条の13において準用する第140条において準用する第103条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。⑶　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 | □ | □ | □ |
| 次に掲げる設備を設けるとともに、指定（介護予防）短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えているか。（１）居間　 　 （有・無） （２）食堂　　 （有・無） 　 （３）機能訓練室 （有・無）　（４）浴室　 （有・無） （５）便所 （有・無）　 （６）洗面設備 （有・無）（７）医務室　 （有・無）　　　（８）静養室 （有・無）　　　（９）面談室　 （有・無）(10)介護職員室　（有・無） 　 (11)看護職員室 （有・無）　　　(12)調理室 　 （有・無）(13)洗濯室又は洗濯場　　（有・無）　　　(14)汚物処理室　（有・無）　　(15)介護材料室　（有・無）※　ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設及び当該指定（介護予防）短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の利用者及び当該指定（介護予防）短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合には、居室、便所、洗面所、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。 | □ | □ | □ |
| （居室）・　平面図 | １つの居室の定員は、４人以下となっているか。 | □ | □ | □ |
| 利用者１人当たりの床面積は、10.65㎡以上となっているか。 | □ | □ | □ |
| 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防火等に十分考慮しているか。 | □ | □ | □ |
| （食堂及び機能訓練室） | 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は３㎡に利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。※　ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際には、その提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際には、その実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 | □ | □ | □ |
| （浴室） | 要介護者が入浴するのに適したものとなっているか。 | □ | □ | □ |  |
| （便所） | 要介護者が使用するのに適したものとなっているか。 | □ | □ | □ |
| （洗面設備） | 要介護者が使用するのに適したものとなっているか。 | □ | □ | □ |
| （廊下幅） | 片廊下の幅は1.8ｍ以上、中廊下の幅は2.7ｍ以上となっているか。※　中廊下とは廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下のこと。 | □ | □ | □ |
| （常夜灯） | 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。 | □ | □ | □ |
| （階段） | 階段の傾斜を緩やかにしているか。 | □ | □ | □ |
| （消火設備等） | 消火設備その他非常災害に際して必要な設備（消防法その他の法令等に規定された設備）を設けているか。 | □ | □ | □ |
| （傾斜路等） | 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が２階以上にある場合は、１以上の傾斜路（傾斜を緩やかにし、表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げる）を設けているか。※　ただし、エレベーターを設けているときはこの限りでない。 | □ | □ | □ |
| （手続） | 専用区画に変更がある場合（指定申請時点及びその後に変更届出が提出されている場合はその時点）遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。 | □ | □ | □ | 法第75条則第121条 |
| ３　設備に関する基準の　　みなし規定 | みなし規定を適用する場合、指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているか。 | □ | □ | □ | 介基準140–4予基準153府基準172府予基準155 |

Ⅳ（運営に関する基準）

| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 該当なし | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　内容及び手続の説明及び同意* 重要事項説明書
* 運営規程
* 契約書
 | サービスの提供開始前に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行っているか。 | □ | □ | □ | 介基準125予基準133老企第25号第3-8-3(1)府指定・指導基準府基準153府予基準135 |
| 重要事項説明書について利用者の同意を得ているか。 | □ | □ | □ |
| 重要事項説明書の内容に同意を得た場合は、利用者の署名・捺印を受けているか。 | □ | □ | □ |
| 重要事項説明書と運営規程間で内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違していないか。 | □ | □ | □ |
| 指定短期入所生活介護と介護予防指定短期入所生活介護を一体的に提供する事業所の場合は、重要事項説明書等各種必要書類について、指定短期入所生活介護と介護予防指定短期入所生活介護についてそれぞれ別に作成し使用しているか。 | □ | □ | □ |
| 重要事項説明書には、利用申込者がサービスを選択するために重要な事項（下表で確認）を記載しているか。（重要事項説明書記載事項）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など） | 有・無 |
| 運営規程の概要（目的、方針、従業者の職種・員数及び職務内容、利用定員、提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額、通常の送迎の実施地域、サービス利用に当たっての留意事項、非常災害対策など） | 有・無 |
| 管理者氏名及び従業者の勤務体制 | 有・無 |
| 居室等設備の概要 | 有・無 |
| 指定（介護予防）短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額（基本サービス費、加算関係、その他の費用、滞在費及び食費の負担限度額、） | 有・無 |
| 利用料の請求及び支払い方法について並びにその改定の方法 | 有・無 |
| 施設の利用に当たっての留意事項 | 有・無 |
| 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について | 有・無 |
| 事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む） | 有・無 |
| 緊急時の対応方法及び連絡先 | 有・無 |
| 高齢者の虐待防止に関する項目 | 有・無 |
| 苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など） | 有・無 |
| 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） | 有・無 |
| サービス内容の見積もり（サービス提供内容及び利用者負担額の目安など） | 有・無 |
| 事業者事業所、利用者（場合により代理人）による説明確認欄 | 有・無 |

 | □ | □ | □ | 介基準125予基準133老企第25号第3-8-3(1) |
| サービスの提供開始について、利用者等と契約書を交わしているか。・　契約の内容は、不当に利用者の権利を侵害若しくは制限するもの若しくは利用者の権利を不当に狭めるような内容となっていないか。 | □ | □ | □ |
| ２　指定短期入所生活介護の開始及び終了* 短期入所生活介護計画
* 相談・援助の記録
 | 次に示すような状況時に、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある利用者に指定（介護予防）短期入所生活介護の提供するものとしているか。・　利用者の心身の状況によるもの・　家族の疾病、冠婚葬祭、出張等によるもの・　利用者の家族の身体的又は精神的な負担の軽減等を図る目的によるもの | □ | □ | □ | 介基準126予基準134老企第25号第3-8-3(2)府基準154府予基準136 |
| 居宅介護支援事業者等との密接な連携により、サービスの提供開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助をすることに努めているか。 | □ | □ | □ |
| ３　提供拒否の禁止・　ＭＲＳＡ、Ｂ型肝炎等の感染症のキャリアであることのみをもってサービス提供を拒否していないか。・　正当な理由により、サービス提供を拒否した場合にあっては、その内容について記録しているか。受付日、利用申込者住所・氏名（可能な限り）、拒否をした理由、その他⇒申込み受付票、業務日誌など記録する様式は問わないが、拒否したことの正当性を明らかにしておくため、記録をすることが望ましい。 | 正当な理由なくサービス提供を拒否していないか。・　要介護度や所得の多寡等を理由にサービスの提供を拒否していないか。（提供を拒むことのできる正当な理由）①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難な場合・　正当な理由により、サービス提供を拒否した場合は、その内容を記録しているか。（サービス提供を拒否したことの正当性を明らかにしておくためにも記録をすることが望ましい。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介9予49-3老企第25号第3-1-3(2)府基準169府予基準144(準用)介11予52-3 |
| ４　サービス提供困難時の対　　応・　サービス提供に関する記録及び日誌等 | 通常の送迎の実施地域等を勘案し、利用申込者に自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定（介護予防）短期入所生活介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介10予49-4老企第25号第3-1-3(3)府基準169府予基準144(準用)介12予52-4 |
| ５　受給資格等の確認 | 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。（確認の具体的な方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介11予49-5老企第25号第3-1-3(4)府基準169府予基準144(準用)介13予52-5 |
| 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供を行うに際し､その意見を考慮しているか。 | □ | □ | □ |
| ６　要介護認定等の申請に係る援助 | 利用申込者が要介護認定等を受けていない場合に、要介護認定申請のために必要な援助を行っているか。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介12予49-6老企第25号第3-1-3(5)府基準169府予基準144(準用)介14予52-6 |
| 有効期間が終了する30日前には要介護認定の更新申請が行われるように必要な援助を行っているか。 | □ | □ | □ |
| ７　心身の状況等の把握* 短期入所生活介護計画

・　サービス担当者会議の要点 | サービス提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介13予49-7府基準169府予基準144(準用)介15予52-7 |
| ８　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 指定（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が指定居宅介護支援等を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ていない場合、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成を居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明しているか。居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に関する情報提供、その他法定代理受領サービスを行うために必要な援助をしているか。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介15予49-9老企第25号第3-1-3(6)府基準169府予基準144(準用)介17予52-9 |
| ９　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供・　短期入所生活介護計・　サービス提供に関する記録及び日誌等 | 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介16予49-10府基準169府予基準144(準用)介18予52-10 |
| 1. サービス提供の記録

・　サービス提供に関する記録及び日誌等 | 利用者、事業者の双方が、支給限度額の残額、サービス利用状況を把握できるよう、また、利用者の心身の状況等把握したことについて、今後のサービス提供に活かすため、記録をとっているか。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準141(準用)介19老企第25号第3-1-3(9)第4-1府基準169府予基準144(準用)介21予52-13 |
| 記録には、次の内容が記載されているか。入居した日、日々におけるサービス提供時間及び具体的なサービス内容、提供者の氏名等、利用者の心身の状況等 | □ | □ | □ |
| 利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供しているか。 | □ | □ | □ |
| 利用者（利用者ごとに記録簿を作成して）に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、そのサービス提供の日から５年間保存しているか。 | □ | □ | □ |
| 1. 利用料等の受領
* 領収証
* 同意書
* 重要事項説明書
 | １　利用申込者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額の１割又は２割（法令により給付率が９割又は８割でない場合はそれに応じた割合）の支払を受けているか。（平成30年８月から一定以上の所得者は３割負担が適用） | □ | □ | □ | 介基準127予基準155老企第25号第3-8-3(3)老企第54号老振75号・老健122号H17厚告　419号府基準155府予基準137大阪府要綱４ |
| ２　利用料に法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合とそれ以外の場合との間で不合理な差額を生じさせていないか。※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定（介護予防）短期入所生活介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。イ　利用者に当該事業が指定（介護予防）短期入所生活介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。ロ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定（介護予防）短期入所生活介護の運営規程とは別に定められていること。ハ 　会計が指定（介護予防）短期入所生活介護の事業の会計と区分されていること。 | □ | □ | □ |
| ３　　上記１、２の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを受けていないか。（１）　食事の提供に要する費用（２）　滞在に要する費用（３）　厚生労働大臣（大阪府知事）の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用（※厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等）（４）　厚生労働大臣（大阪府知事）の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用（※厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等）（５）　送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く（※指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準）（６）　理美容代（７）　指定（介護予防）短期入所生活介護において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められるもの（※通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて） | □ | □ | □ |
| ４　上記３の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて Ｈ12.３.30　老企第54号」参照(1) 「その他の日常生活費」の主旨その他の日常生活費は、利用者又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者が通所介護の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費に係る経費がこれに該当する。なお、事業者により行なわれる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないものについては、その費用は「その他日常生活費」と区別されるべきものである。(2) 「その他の日常生活費」の受領に関する基準その他の日常生活費の主旨にかんがみ、事業者が利用者から「その他の日常生活費」の徴収を行なうに当たっては、以下に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。ア　「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。イ　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償費といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。ウ　「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者又は家族等の自由な選択に基づいて行なわれるものでなければならず、事業者は「その他の日常生活費」の受領について利用者又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。エ　「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行なうための実費相当額の範囲内で行なわれるべきものであること。オ　「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、当該事業者の運営規程において定められなければならず、また、サービス選択に資する重要事項として、事業所の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許される者であること。(3)　「その他の日常生活費」の具体的な範囲についてア　利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る経費イ　利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る経費（サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等） | □ | □ | □ |
| ５　日常生活費の内容について、重要事項説明書等に明示し、具体的に説明の上、徴収しているか。 | □ | □ | □ |
|  （滞在費） | ６　滞在費は適切か。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 従来型個室 | 室料+光熱水費相当（特例あり：「特別な居室等の費用」） | 次の事項も勘案する。①　施設における建設費用（修繕・維持費用等を含み、また公的助成の有無についても勘案）②　近隣の類似施設の家賃③　光熱水費の平均的な水準 |
| 多床室 | 光熱水費相当 |

＜従来型個室についての経過措置＞　従来型個室の利用者が次の要件に該当する場合は、滞在費の負担は光熱水費相当のみとなっているか。

|  |
| --- |
| (1)　感染症等により医師が判断した場合（30日以内）(2)　居室面積が10.65㎡以下(3)　著しい精神症状により、他の同室者等への影響を考慮し、医師が必要と判断した場合 |

 |  |  |  | H17厚告　419号（居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針） |
| 　　（食費） | ７　食費は適切か。　食費＝「食材料費+調理費」※　設定は１日単位でも、朝食・昼食・夕食に分けることも可能だが、入所期間が短いことから、１食ごとに分けて設定するのが望ましい。 | □ | □ | □ |  |
| 　　（特別な居室の提供に係る費用）・　運営規程 | ８　利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用について以下の基準を満たしているか。(1)　特別な居室の定員が１人又は２人であること。(2)　特別な居室の定員の合計数が、施設の定員の概ね５割を超えないこと。(3)　特別な居室の１人当たりの床面積が10.65㎡以上であること。(4)　特別な居室の施設や設備等が、利用料のほかに費用の支払いを受けるのにふさわしいものであること。（具体的には、利用者のプライバシー確保の為の設備や私物の収納設備、個人用の照明等の配慮を行うことが望ましい）(5)　特別な居室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。(6)　特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。 | □ | □ | □ | H12厚告123号（厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等） |
| 　　（特別な食事の提供　　　に係る費用）　　 | ９　利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用について以下の基準を満たしているか。(1)　利用者が選定する「特別な食事」が、通常の食事の提供に要する費用では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理を行なうなど、７の食費の額を超えて必要な費用につき支払いを受けるのにふさわしいものであること。(2)　次の配慮がなされていること。　　Ⅰ　医師との連携の下に管理栄養士又は栄養士による利用者ごとの医学的及び栄養学的な管理が行われていること。　　Ⅱ　食堂、食器等の食事の提供を行う環境についての衛生管理がなされていること。　　Ⅲ　特別な食事を提供することによって特別な食事以外の食事の質を損なわないこと。(3)　特別な食事を提供することに要した費用から７の食費を控除した額とすること。(4)　予め利用者等又はその家族に対し十分な情報提供を行い、利用者等の自由な選択と同意に基づき、特定の日に予め特別な食事を選択出来るようにすることとし、利用者等の意に反して提供されることのないようにしなければならないこと。(5)　上記(4)に資するよう、事業所等の見やすい場所に次に掲げる事項を掲示すること。　　Ⅰ　事業所等において毎日、又は予め定められた日に、予め希望した利用者等に対して、利用者等が選定する特別な食事の提供を行えること。　　Ⅱ　特別な食事の内容及び料金(6)　特別な食事を提供する場合は、当該利用者等の身体状況にかんがみ支障がないことについて、医師の確認を得る必要があること。(7)　当該食事の契約に当たっては、７食費の追加的費用であることを利用者等又はその家族に対し、明確に説明した上で契約締結すること。 | □ | □ | □ |
| 10　上記８、９に係る利用料は、６、７の費用と明確に区分して受領しているか。 | □ | □ | □ |
| （特定入所者介護サービス費） | ・　入所者から滞在費及び食費ともに、負担限度額の範囲内で徴収する場合に、特定入所者介護サービス費（補足給付）と整合が図られているか。・　負担限度額認定者又は特定負担限度額認定者であるものの、居住費及び食費について、いずれかを負担限度額の範囲内で徴収していない場合は、特定入所者介護サービス費を算定していないか。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 利　用　限　度　額 |
| 第1段階 | 第２段階 | 第３段階 | 基準費用額 |
| 滞在費 | 多床室 | ０ | ３７０ | ３７０ | ３７０ |
| 従来型個室 | ３２０ | ４２０ | ８２０ | １１５０ |
| 食費の負担限度額 | ３００ | ３９０ | ６５０ | １３８０ |
| 「特定入所者介護(介護予防)サービス費」＝（「食費の基準費用額」－「食費の負担限度額」）　　+（「滞在費の基準費用額」－「滞在費の負担限度額」） |

 | □ | □ | □ |
| 1. 保険給付の請求のための証明書の交付

・　サービス提供証明書 | 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定（介護予防）短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っているか。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介21予50-2老企第25号第3-1-3(11)府基準169府予基準144(準用)介23予53-2 |
| 13　領収証の交付・　領収証 | 利用料等の支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付しているか。 | □ | □ | □ | 法41-8 |
| 領収証には、保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用についてはさらに個別の費用ごとに区分して記載しているか。（算定費用・食事提供・滞在に要した費用、その他分けているか。） | □ | □ | □ |
| 保険給付対象額のうち、医療費控除の対象となる額を明示して記載しているか。また、当該利用者の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成した事業所名を記載しているか。※　平成25年１月25日厚労省事務連絡｢介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて｣参照 | □ | □ | □ |
| 償還払いとなる利用者に対しても領収証の交付を行っているか。 | □ | □ | □ |
| 1. 指定短期入所生活介護の取扱方針

・　居宅サービス計画* 短期入所生活介護計
* サービス提供に関する記録及び日誌等

・　身体拘束防止マニュア　　　　ル・　身体拘束に関する記録 | 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うよう努めているか。 | □ | □ | □ | 介基準128老企第25号第3-8-3(4)府基準156 |
| 相当期間（概ね４日）以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行っているか。 | □ | □ | □ |
| サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨としているか。また、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 | □ | □ | □ |
| サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 | □ | □ | □ |
| 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。また記録は整備し、そのサービス提供の日から５年間保存しているか。 | □ | □ | □ |
| （質の評価） | 提供するサービスの質について、自己評価とそれに基づく改善を行っているか。 | □ | □ | □ |
| 1. 指定介護予防短期入所生活介護の基本方針

・　介護予防短期入所生活介護計画・　サービス提供に関する記録及び日誌等 | 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行なっているか。 | □ | □ | □ | 予基準143老企第25号第4-3-8(1)府予基準145 |
| 自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。 | □ | □ | □ |
| 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。 | □ | □ | □ |
| 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。 | □ | □ | □ |
| 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。 | □ | □ | □ |
| 1. 指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針

・　介護予防短期入所生活介護計画・　介護予防サービス計画・　サービス提供に関する記録及び日誌等 | 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行なっているか。 | □ | □ | □ | 予基準144老企第25号第4-3-8(2)府予基準146 |
| 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成しているか。 | □ | □ | □ |
| 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。  | □ | □ | □ |
| 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、交付しているか。  | □ | □ | □ |
| 介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。 | □ | □ | □ |
| 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 | □ | □ | □ |
| 1. 短期入所生活介護計画の作成
* 居宅サービス計画
* 短期入所生活介護計画

・　サービス提供に関する記録及び日誌等 | 管理者は、相当期間以上にわたり、継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画の作成を行っているか。 | □ | □ | □ | 介基準129老企第25号第3-8-3(5)府基準157 |
| 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿ったものとなっているか。 | □ | □ | □ |
| 管理者は短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ているか。 | □ | □ | □ |  |
| 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。 | □ | □ | □ |
|  | 指定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、訪問介護計画を提供することに協力するよう努めているか。 | □ | □ | □ |  |
| 1. 介　　　護
* 短期入所生活介護計画

・　サービス提供に関する記録及び日誌等* 勤務表
 | 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行っているか。※　利用者の人格に十分配慮し、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、利用者の家族環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとすること。 | □ | □ | □ | 介基準130予基準145老企第25号第3-8-3(6)第4-3-6(3)府基準158府予基準147 |
| １週間に２回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭をしているか。 | □ | □ | □ |
| 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行っているか。 | □ | □ | □ |
| おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 | □ | □ | □ |
| 利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。　 | □ | □ | □ |
| 常時１人以上の介護職員を介護に従事させているか。 | □ | □ | □ |
| 利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護の提供を受けさせていないか。 | □ | □ | □ |
| 1. 食　　　事
* 短期入所生活介護計画

・　サービス提供に関する記録及び日誌等 | 栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間（夕食は午後６時以降が望ましい）に提供しているか。また、調理は、あらかじめ作成された献立に従って行い、実施状況を明らかにしているか。 | □ | □ | □ | 介基準131予基準146老企第25号第3-8-3(7)第4-3-6(4)府基準159府予基準148 |
| 利用者が可能な限り離床して食堂で食事を摂ることを支援しているか。 | □ | □ | □ |
| 1. 機能訓練
* 短期入所生活介護計画

・　サービス提供に関する記録及び日誌等 | 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行なっているか。※　機能訓練の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。 | □ | □ | □ | 介基準132予基準147老企第25号第3-8-3(8)第4-3-6 (5)府基準160府予基準149 |
| 1. 健康管理

・　健康診断記録 | 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとっているか。 | □ | □ | □ | 介基準133予基準148老企第25号第3-8-3(9)第4-3-6(6)府基準161府予基準150 |
| 1. 相談及び援助

・　相談、援助記録 | 入居者の生活の向上を図るため、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | □ | □ | □ | 介基準134予基準149老企第25号第3-8-3(10)第4-3-6 7)府基準162府予基準151 |
| 23　その他のサービスの提供* 設備・備品台帳
* 年間行事予定
 | 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行う活動を支援しているか。 | □ | □ | □ | 介基準135予基準150老企第25号第3-8-3(11)府基準163府予基準152 |
| 常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。 | □ | □ | □ |
| 24　利用者に関する保険者市町村への通知 | 利用者について、次のいずれかに該当する状況が生じたことがあったか。①　正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け又は,受けようとしたとき。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介26予23老企第25号第3-1-3(14)府基準169(準用）28府予基準144（準用）53-3 |
| 上記の状況があった場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者市町村に通知したか。 | □ | □ | □ |
| 1. 緊急時等の対応
* 運営規程

・　緊急時の連絡体制に関する書類 | 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。（措置の具体的内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ | □ | 介基準136予基準137老企第25号第3-8-3(12)府基準164府予基準139 |
| 26　管理者の責務 | 管理者は、従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介52予52府基準169(準用）57府予基準144（準用）55 |
| 管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | □ | □ | □ |
| 1. 運営規程

・　運営規程 | 以下の事項を運営規程に定めているか。（１）　事業の目的及び運営の方針 　　 （ 有　・　無 ）（２）　従業者の職種、員数及び職務内容　　　　　 （ 有　・　無 ）（３）　利用定員（ベッド数と同数）　　　　　　　 （ 有　・　無 ）（４）　指定（介護予防）短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額（「介護の内容」送迎の有無も含めたサービスの内容。「利用料」１割負担分。「その他の費用の額」11利用料等の受領３、４参照） （ 有　・　無 ）（５）　通常の送迎の実施地域（費用の徴収等の目安であり、当該地域外の地域に居住する被保険者に送迎が行なわれることを妨げるものではない。）（ 有　・　無 ）（６）　サービス利用に当たっての留意事項（利用者側が留意すべき事項（入居生活上のルール、設備利用上の留意事項等）） 　　　 （ 有　・　無 ）（７）　緊急時等における対応方法　　　　　　　 （ 有　・　無 ）（８）　非常災害対策　　 （ 有　・　無 ）（９）　高齢者虐待防止について　※変更届不要 （ 有　・　無 ）（10)　その他運営に関する重要事項　（当該利用者又は他の利用者の生命又は身体的拘束等を行なう際の手続について定めておくことが望ましい） （ 有　・　無 ）※　利用料その他の費用の額「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定短期入所生活介護に係る利用料(1割負担又は２割負担)及び法定代理受領サービスでない指定短期入所生活介護の利用料を「その他の費用の額」としては、基準第127条第3項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。（平成30年８月から一定以上の所得者は３割負担が適用）※　通常の事業の実施地域通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。※　非常災害対策非常災害に関する具体的計画を指すものであること。 | □ | □ | □ | 介基準137予基準138老企第25号第3-8-3(13)府基準165府予基準140 |
| 1. 勤務体制の確保
* 勤務表
* 辞令、雇用契約書
* 出勤簿
* タイムカード
* 研修記録
* 資格、経験が分かる書類
 | 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。※　指定短期入所介護事業所ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、兼務関係等を明確にしているか。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介101予53-2府基準169（準用）109府予基準144（準用）56-2 |
|  | 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。※　ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。 | □ | □ | □ |  |
| 　（研修機会の確保） | 従業者の資質向上のため、計画的な研修の機会を確保しているか。 | □ | □ | □ |
| 29　定員の遵守 | 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時にサービスを行っていないか。（災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除く。やむを得ない事情がある場合は事前に市へ相談し認められた場合であること。）※　ただし、利用者の状況や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の~~居宅~~介護支援専門員が緊急に必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができる。この場合、７日（利用者の日常の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度とする。　　　なお、定員を超えて受け入れることができる利用者数は、定員が40人未満で１人、40人以上で２人まで認められる（減算の対象とならない。）。 | □ | □ | □ | 介基準138-1,2予基準139労企第25号第3-8-3-(14)府基準 166府予基準141 |
| 30　地域との連携 | 運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | □ | □ | □ | 介基準139予基準140老企第25号第3-8-3(15)府基準167府予基準142 |
| 1. 非常災害対策

・　消防計画、非常災害時の計画及び訓練記録・　緊急時の連絡体制に関する記録 | 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出その他必要な訓練を行っているか。（災害対策マニュアル作成状況等について：　　　　　　　　　）※　消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施について、防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあってはその者に行わせているか。（また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。）※　関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消化・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介103予120-4老企第25号第3-6-3-⑹府基準169(準用）111府予基準144(準用)122-4 |
| 1. 衛生管理等
* 食中毒の防止衛生に関する記録
* 衛生消毒マニュアル
 | 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。※　指定通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。※　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。※　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介104予139-2老企第25号第3-6-3-⑺府基準169(準用）112府予基準144(準用)123 |
| 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めているか。※　従業者（常勤・非常勤）の健康診断結果の管理を行なっているか。※　感染症予防の観点から感染予防マニュアルの作成等必要な対策を講じているか。 | □ | □ | □ |
| 33　掲　　　示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、指定（介護予防）短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。※　掲示すべき内容（項目は重要事項説明書と同じ）　　　 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介32予53-4府基準169(準用）35府予基準144（準用）56-4 |
| 34秘密保持等* 就業規則
* 雇用契約書
* 誓約書
* 同意書
 | 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介33予53-5老企第25号第3-1-3-(22)府基準169(準用）36府予基準144（準用）56-5 |
| 事業者は、従業者が、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じているか。※　事業者は、当該事業所の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めておくなどの措置を講じているか。※　従業者の在職中及び退職後の秘密保持のため、就業規則、雇用契約、労働条件通知書、誓約書等で取り決めが行われているか。 | □ | □ | □ |
| サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。（同意書様式：有・無、利用者：有・無、利用者の家族：有・無） | □ | □ | □ |
| 35 広　　　告・　パンフレット | 内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。【広告媒体】新聞（折込広告を含む。）・ラジオ・テレビ・ダイレクトメール・屋外広告物（看板・のぼり・横断幕・懸垂幕・アドバルーン・社内吊広告など）・インターネット　ほか | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介34予53-6府基準169(準用）37府予基準144（準用）56-6 |
| 36　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介35予53-7老企第25号第3-1-3(24)府基準169(準用）38府予基準144（準用）56-7 |
| 1. 苦情処理
* 苦情に関する記録
* 重要事項説明書
 | 提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。※　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介36予53-8老企第25号第3-1-3(25)府基準169(準用）39府予基準144（準用）56-8 |
| 苦情があった場合には、記録しているか。※　組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しているか。※　記録は、整備し、そのサービス提供の日から５年間保存しているか。 | □ | □ | □ |
| 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行っているか。 | □ | □ | □ |
| 利用者からの苦情に関して市町村及び国保連から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って必要な改善を行っているか。また、改善内容について求めがあった場合には、報告を行っているか。 | □ | □ | □ |
| （地域との連携） | 提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準140(準用）介36-2老企第25号第3-1-3(26)府基準169(準用）40府予基準144（準用）56-9 |
| 1. 事故発生時の対応

・　事故・ひやりはっと報告書* 事故対応マニュアル
* 損害賠償責任加入証書
 | サービス提供時に事故が発生した場合、事故に対応した適切な処置をとるとともに、利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行うなどの体制をとっているか。※　利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定（介護予防）短期入所生活介護事業者が定めておくことが望ましいこと。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介37予53-10老企第25号第3-1-3(27)府基準169(準用）41府予基準144(準用)56-10 |
| 記録は、整備し、そのサービス提供の日から５年間保存しているか。※　事故・ひやりはっと事例報告に係る様式が作成されているか。又は事故・ひやりはっと事例報告に係る様式に記録されているか。その記録を保存しているか。 | □ | □ | □ |
| 損害賠償保険への加入又は賠償金の積み立てを行っているか。 | □ | □ | □ |
| 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | □ | □ | □ |
| 1. 高齢者虐待の防止

　 | 従業者による利用者への虐待を行っていないか。 | □ | □ | □ | 高齢者虐待防止法 |
| 研修の機会の確保など従業者に対して高齢者虐待防止のための措置を講じているか。（措置の具体的な内容：　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ | □ |
| （身体拘束ゼロへの取り組み） | 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合にのみ限っているか。 | □ | □ | □ | 老発第155号「身体拘束ゼロ作戦」の推進について介基準128予基準136（準用）老企第25号第3-8-3(4)府基準156府予基準138 |
| 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 | □ | □ | □ |
| 身体拘束等をせざるを得なかったケースについては、利用者本人及びその家族に説明しているか。 | □ | □ | □ |
| 身体拘束等をなくしていくための取り組みを行っているか。（例えば従業者に対する啓発、研修や検討会の開催など） | □ | □ | □ |
| 40　会計の区分・　会計関係記録 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、（介護予防）短期入所生活介護事業とその他の事業とに区分して会計処理しているか。 | □ | □ | □ | 介基準140予基準142(準用)介38予53-11老企第25号第3-1-3(28)府基準169(準用）42府予基準144（準用）56-11 |
| 1. 記録の整備

・　各種記録 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | □ | □ | □ | 介基準139-2予基準141府基準168府予基準143 |
| 利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そのサービス提供の日（１、４除く）から５年間保存しているか。１　（介護予防）短期入所生活介護計画　（計画の完了の日から５年間）２　提供した具体的なサービスの内容等の記録３　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録４　（利用者に関する）市町村への通知に係る記録（その通知日から５年間）５　苦情の内容等の記録６　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | □ | □ | □ |
| 41　共生型短期入所生活介護の基準 | 次の基準を満たしているか。①短期入所事業所の居室の面積を、短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が９．９㎡以上であるか。②短期入所事業所の従業者の員数が、短期入所の利用者の数を短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者数の合計数であるとした場合における、短期入所業所として必要とされる数以上であるか。③共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。 | □ | □ | □ | 介140-14予165老企第25号第3-8-5府基準182-2府予基準166-2 |
| 42　変更届出の手続 | 運営に関する基準について、変更届出提出の該当事項があった場合、速やかに変更届出を指定権者に提出しているか。※　変更した日から10日以内に提出すること。 | □ | □ | □ | 法第75則第114 |

Ⅴ（業務管理体制の整備）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 該当なし | 根拠 |
| １　業務管理体制整備に係る届出書の提出 | 事業者（法人）において、①～③の区分に応じ、業務管理体制を整備するとともに、当該整備に係る事項を記載した届出書を、所管庁に提出しているか。①　法令遵守責任者の選任　**【全ての法人】**　　　　法令遵守責任者の届出　　　　　済　　・　　　未　　　　所属・職名　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　②　法令遵守規程の整備**【事業所(施設)数が20以上の法人のみ】**①に加えて、規程の概要の届出　　　　　済　　・　　　未③　業務執行の状況の監査の定期的な実施**【事業所(施設)数が100以上の法人のみ】**①及び②に加えて、監査の方法の概要の届出　　　済　　・　　　未 | □ | □ | □ | 法115の32 則140の39則140の40 |
| 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ているか。※　事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、届出が必要 | □ | □ | □ |
| 所管庁に変更があったときは、変更の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ているか。★　所管庁（届出先）・指定事業所又は施設が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者→　厚生労働大臣・指定事業所又は施設が２以上の都道府県に所在し、かつ、２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者→　主たる事務所の所在地の都道府県知事・指定事業所又は施設が同一指定都市内にのみ所在する事業者→　指定都市の長・地域密着型サービス（介護予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が、同一市町村内にのみ所在する事業者→　市町村長・上記以外の事業者→ 都道府県知事※厚生労働大臣の場合の届出先：厚生労働省老健局総務課介護保険指導室※大阪府知事の場合の届出先：大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課※市町村長の場合の届出先：各市町村介護保険担当課 | □ | □ | □ |

Ⅵ（介護給付費関係）

| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 該当なし | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　介護給付費・予防給付費基本単位（基本的事項）　　　 | 算定される単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数は切り捨てているか。 | □ | □ | □ | (介護)H12厚告19別表第8ｲ⑴⑵老企第40号第二1･2(1)(予防)H18厚告127別表第6ｲ⑴⑵予防留意事項第二1､7(1) |
| (1)　利用の日数については、利用の開始日及び終了日の両方を含めて、（介護予防）短期入所生活介護費を算定しているか。※　以下の事項に該当する場合は、それぞれの事項のとおり取扱うこと。 | □ | □ | □ |
| (2)　当該事業所と短期入所療養介護事業所、特定施設又は介護保険施設（以下「介護保険施設等」という。）が次の位置関係にある場合、当該事業所へ利用を開始した日は利用の日数に含め、終了した日は利用の日数に含めずに、（介護予防）短期入所生活介護費を算定しているか。　①　当該事業所と介護保険施設等が同一敷地内にある場合　　②　当該事業所と介護保険施設等が隣接若しくは近接する敷地にあって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合 | □ | □ | □ |
| (3)　当該事業所の利用者が、当該事業所と次の位置関係にある病院又は診療所の医療保険適用病床（以下「同一敷地内等の医療保険適用病床」という。）へ入院した場合、当該事業所における利用の開始日及び終了日は利用の日数に含めずに、（介護予防）短期入所生活介護費を算定しているか。①　当該施設と医療保険適用病床が同一敷地内にある場合②　当該施設と医療保険適用病床が隣接又は近接する敷地にあって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合 | □ | □ | □ |
| ２ 短期入所生活介護費 | (1)　居住環境に応じた所定単位数を算定しているか。 | □ | □ | □ | H12厚告19別表8注1H12厚告26八老企第40号第二2(1)H18厚告127別表6注1予防留意事項第二7(1) |
| (2)　利用者が連続して30日を超えて利用する場合に、30日を超える日以降の短期入所生活介護費を算定していないか。 | □ | □ | □ | H12厚告19別表8注17H18厚告127別表6注13 |
| (3)　従来型個室において、次の事項に該当する場合は、多床室の所定単位数を算定しているか。①　感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの※　医師の判断が明確でないものは対象とならない。②　居室の面積が10.65㎡以下に適合する従来型個室に入所する者③　著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者※　医師の判断が明確でないものは対象とならない。 | □ | □ | □ | H12厚告19別表8注12H18厚告127別表8注10 |
| （夜勤体制による減算）・勤務表 | (4)夜間勤務職員の基準を満たさない場合は、所定単位数の100 分の97に相当する単位数としているか。※併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準＜夜勤を行なう介護職員又は看護職員の数＞　　(1)　施設と合算した利用者の数が　　25以下････････････１以上(2)　　　〃　　　　　　　 　　　26以上60以下･････２以上(3)　　　〃　 　　　　61以上80以下･････３以上(4)　　　〃　 　　　　81以上100以下････４以上(5)　　　〃　　 　101以上･･･････４に利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに１を加えた数以上 | □ | □ | □ | H12厚告19別表8注1老企第40号第二１(3)(4)(5)(6)(7)、2(2)H12厚告291ｲH18厚告127別表6注1予防留意事項第二7⑶ |
| 　（定員超過による減算） | (5)　当該事業所の利用者数が利用定員を超過した場合は、該当月の翌月から解消月までの間、所定単位数の70％で算定しているか。※　次の場合は、利用定員に100分の105を乗じて得た数（利用定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に２を加えて得た数）までは減算が行なわれない）①　老人福祉法第10条の４第１項第３号の規定による市町村が行った措置（又は同法第11条第１項第２号の規定による市町村が行った措置（特別養護老人ホームの空床利用の場合のみ））による入所によりやむを得ず利用定員を超える場合※　老人福祉法第10条の４第１項第３号の規定の対象者：65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの老人福祉法第11条第１項第２号の規定の対象者：65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの | □ | □ | □ |
| 　（人員基準欠如による減算） |  (6)　人員基準欠如となっている場合には、当該事業所の利用者に対して、該当月の翌月から解消月までの間、所定単位数の70％で算定しているか。 | □ | □ | □ |
| ３　共生型短期入所生活介護・　居宅サービス計画・　短期入所生活介護計画・　サービス提供に関する記録及び日誌等※指定短期入所生活介護事業者は算定できない。 | 生活入所事業者がサービス提供した場合は所定単位数の100分の92に相当する単位数を算定しているか。 | □ | □ | □ | 平12厚告19号の別表の８注３平18厚告127号の別表の６注３ |
| ４　生活相談員配置等加算・　勤務表・　辞令、雇用契約書・　資格証明書 | 次の基準のいずれにも適合しているものとして、所管庁に届け出た場合に、１日につき13単位を所定単位数に加算しているか。⑴　常勤換算方法で生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を１人以上配置しているか。⑵　地域に貢献する活動を行っているか。※　短期入所事業所に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えない。※　地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会など）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めているか。※　共生型短期入所生活介護介護の指定を受けている場合にのみ算定できる。 | □ | □ | □ | 平12厚告19号の別表の８注４老企第40号第二2(6)平18厚告127号の別表の６注４予防留意事項第二7(5) |
|  | 基準に適合しなかった場合、体制の変更について届出を行っているか。（加算の取下げ） | □ | □ | □ |  |
| ５　生活機能向上連携加算・　居宅サービス計画・　短期入所生活介護計画・　個別機能訓練計画・　サービス提供に関する記録及び日誌等 | 所管庁に届け出て、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合、１月につき200単位を所定単位数に加算しているか。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、１月につき100単位を所定単位数に加算しているか。次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　イ　リハビリテーション事業所又は医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下、この項目において「理学療法士等」という。）が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画（利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載）の作成を行っているか。ロ　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供しているか。ハ　機能訓練指導員等が理学療法士等と連携（理学療法士等が指定短期入所生活介護事業所を訪問）し、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上、機能訓練指導員等と共同で評価し、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の内容（評価を含む。）と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っているか。※　個別機能訓練計画には、利用者ごとの目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。※　各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のＡＤＬ（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びＩＡＤＬ（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。※ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。 | □ | □ | □ | 平12厚告19号の別表の８注５老企第40号第二2(7)平18厚告127号の別表の６注５予防留意事項第二7(6) |
|  | 基準に適合しなかった場合、体制の変更について届出を行っているか。（加算の取下げ） | □ | □ | □ |  |
| ６ 機能訓練指導員加算* 勤務表
* 辞令、雇用契約書

・　出勤簿、タイムカード・　資格、経験が分かる書類 | 常勤専従の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を１人以上（入所者数が合計100 を超える施設は、常勤専従の理学療法士等を１人以上配置し、かつ、理学療法士等を常勤換算方法で入所者数を100 で除した数以上）配置している場合、１日につき12単位を加算しているか。 | □ | □ | □ | H12厚告19別表8注6老企第40号第二2(8)H18厚告127別表6注6予防留意事項第二7(8) |
| ７　個別機能訓練加算 | 以下の基準に適合しているものとして所管庁に届け出た場合に個別機能訓練加算として56単位を算定しているか。　⑴　専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１人以上配置していること。⑵　機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。⑶　個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切にしていること。⑷　機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後３か月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。①　個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、短期入所生活介護事業所を計画的又は期間を定めて利用する者に対して、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定する。②　個別機能訓練加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１人以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、１週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、短期入所生活介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、短期入所生活介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。③　個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行う。なお、短期入所生活介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。④　個別機能訓練加算に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標（１人で入浴が出来るようになりたい等）を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。⑤　④の目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。 | □ | □ | □ | H12厚告19別表8注7老企第40号第二2(9)H18厚告127別表6注7予防留意事項第二7(9) |
|  | ⑥　個別機能訓練加算に係る機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された５人程度以下の小集団（個別対応含むに対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な１回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。また、生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があることから、おおむね週１回以上実施することを目安とする。⑦　個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ＡＤＬ、ＩＡＤＬ等の状況）を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含むや進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。⑧　個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従業者により閲覧が可能であるようにすること。⑨　注６の機能訓練指導員の加算を算定している場合であっても、別途個別機能訓練加算に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算を算定できるが、この場合にあっては、注６の機能訓練指導員の加算に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員の配置が必要である。また、個別機能訓練加算は、心身機能への働きかけだけでなく、ＡＤＬ（食事、排泄、入浴等）やＩＡＤＬ（調理、洗濯、掃除等）などの活動への働きかけや、役割の創出や社会参加の実現といった参加への働きかけを行い、心身機能、活動、参加といった生活機能にバランスよく働きかけるものである。なお、当該加算の目的・趣旨に沿った目標設定や実施内容等の項目等については、別に通知（「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成27年３月27日老振発0327第２号））するところによるものとする。 |  |  |  |  |
|  | 基準に適合しなかった場合、体制の変更について届出を行っているか。（加算の取下げ） | □ | □ | □ |  |
| ８　看護体制加算（Ⅰ）・　看護加算体制に係る届出書・　勤務表 | 下記基準に適合しているものとして所管庁に届け出た場合に１日につき４単位を加算しているか。　　　①　本体施設とは別に常勤の看護師を１人以上配置しているか。②　定員超過、人員基準欠如に該当していない。※　空床利用の場合は本体施設に常勤１人の看護師配置で算定が可能。 | □ | □ | □ | H12厚告19別表8注8老企第40号第二2(10)H12厚告26十 |
| 看護体制加算（Ⅱ）・　護加算体制に係る届出書・　勤務表 | 下記基準に適合しているものとして所管庁に届け出た場合に１日につき８単位を加算しているか。　①　看護職員を常勤換算方法で利用者の数が25又はその端数を増すごとに １人以上配置していること。・　短期入所生活介護事業所における勤務時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除した数が、利用者の数が25又はその端数を増すことに１以上となる場合に算定が可能。②　当該看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。※　空床利用の場合は、本体施設の入所者と空床利用を合算した数が25又はその端数を増すごとに１以上、かつ、当該合算数を入所者数とした場合に必要となる看護師の数に１を加えた数１以上の看護師を配置している場合に算定が可能。 | □ | □ | □ | ※　看護体制加算(Ⅰ) と(Ⅱ)、(Ⅲ)と(Ⅳ)は同時に算定することが可能。(Ⅰ)の対象となる常勤の看護師を(Ⅱ)における看護職員の配置数の計算に含めることが可能。 |
| 看護体制加算（Ⅲ）イ・　看護加算体制に係る届出書・　勤務表 | 以下の基準に適合しているものとして所管庁に届け出た場合に１日につき12単位を加算しているか。①　利用定員が29人以下であるか。②　算定日が属する年度の前年度（３月を除く。）又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が100分の70以上であるか。　・利用者には要支援は含めない。　・前３月間の実績により届出を行った場合は、届出を行った以降も、直近３か月の利用者の割合について記録し、毎月継続的に維持しなければならず、割合を下回った場合は、直ちに体制の変更について届出を行わなければならない。③　看護体制加算(Ⅰ)の①・②に該当しているか。 | □ | □ | □ |  |
| 看護体制加算（Ⅲ）ロ・　看護加算体制に係る　出書・　勤務表 | 以下の基準に適合しているものとして所管庁に届け出た場合に１日につき６単位を加算しているか。①　利用定員が30人以上50人以下であるか。②　看護体制加算(Ⅲ)イの②・③に該当しているか。 | □ | □ | □ |  |
| 看護体制加算（Ⅳ）イ・　看護加算体制に係る届出書・　勤務表 | 以下の基準に適合しているものとして所管庁に届け出た場合に１日につき23単位を加算しているか。①　看護体制加算(Ⅱ)①から③まで及び看護体制加算(Ⅲ)イ①・②に該当しているか。 | □ | □ | □ |  |
| 看護体制加算（Ⅳ）ロ・　看護加算体制に係る届出書・　勤務表 | 以下の基準に適合しているものとして所管庁に届け出た場合に１日につき23単位を加算しているか。①　看護体制加算(Ⅱ)①から③まで、看護体制加算(Ⅲ)イ②及び看護体制加算(Ⅲ)ロ①に該当しているか。 | □ | □ | □ |  |
|  | 基準に適合しなかった場合、体制の変更について届出を行っているか。（加算の取下げ） | □ | □ | □ |  |
| ９　医療連携強化加算※　在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない。 | 以下の基準に適合しているものとして所管庁に届け出た場合に厚生労働大臣が定める状態にある利用者１日につき58単位を加算しているか。　①　看護体制加算Ⅱ又はⅣを算定しているか。　②　利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な準氏を行っているか。　※　定期的な巡視とは、おおむね１日３回以上の頻度で当該利用者のもとを訪れてバイタルサインや状態変化の有無を確認するものをいう。ただし、巡視の頻度については、利用者の状態に応じて適宜増加させるべきものであること。③　主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っているか。※　取決めの内容については、指定短期入所生活介護の提供開始時に利用者に説明し、主治の医師との連携方法や搬送方法も含め、急変が生じた場合の対応について同意を得ておかなければならない。当該同意については、文書で記録すべきものであること。④　急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ているか。【対象となる利用者の状態】　加算を算定できる利用者は、以下のいずれかに該当する者（厚生労働大臣が定める状態にある利用者）であること。なお、請求明細書の摘要欄に該当する状態（イからリまで）を記載することとする。（複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。）イ　喀痰吸引を実施している状態　※　指定短期入所生活介護の利用中に喀痰吸引を要する状態であり、実際に喀痰吸引を実施したものであること。ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態　※　当該月において１週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。ハ　中心静脈注射を実施している状態　※　中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。ニ　人工腎臓を実施している状態　※　当該月において人工腎臓を実施しているものであること。ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態　※　重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90㎜Hg以下が持続する状態又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度90％以下の状態で常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。ヘ　人口膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態　※　当該利用者に対して、人口膀胱又は人工肛門に係る皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。ト　経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態※　経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、　経腸栄養を行った場合に算定できるものであること。 | □ | □ | □ | H12厚告19別表8注9老企第40号第二2(11) |
|  | チ　褥瘡に対する治療を実施している状態　※　次の分類で第２度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合であること。　　第１度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない（皮膚の損傷はない）　　第２度：皮膚層の部分的喪失（びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの）　第３度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもある。　　第４度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している。リ　気管切開が行われている状態　※　気管切開に係るケアを行った場合に算定できるものであること。 |  |  |  |  |
|  | 基準に適合しなかった場合、体制の変更について届出を行っているか。（加算の取下げ） | □ | □ | □ |
| 10 夜勤職員配置加算（Ⅰ）・　夜勤職員配置加算に係る届出書・　勤務表 | 以下の基準に適合しているものとして所管庁に届け出た場合に１日につき13単位を加算しているか。　①　指定短期入所生活介護費を算定している。　②　指定短期入所生活介護の利用者数と本体施設の入所者数を合算した人数を「入所者の数」とした場合に必要となる夜勤職員の数を１以上（利用者の動向を検知できる見守り機器を利用者の数の100 分の15 以上の数設置し、かつ、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、３か月１回以上必要な検討等が行われている場合は、10 分の９以上）上回って配置している。※　夜勤を行う職員の数は、１日平均夜勤職員数とする。１日平均夜勤職員数は、歴月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前５時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第３位以下は切り捨てるものとする。※　「見守り機器」は、利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知できるセンサー及び当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器であること。 | □ | □ | □ | H12厚告19別表8注10老企第40号第二2(12)H12厚告291ﾊ⑴・⑶ |
| 　　夜勤職員配置加算（Ⅲ）・　夜勤職員配置加算に係る届出書・　勤務表 | 下の基準に適合しているものとして所管庁に届け出た場合に１日につき20単位を加算しているか。①　夜勤職員配置加算（Ⅰ）の①・②に該当しているか。②　夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかの職員を配置しているか。ア　介護福祉士で、社会福祉士又は介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係る実地研修を終了している者。イ　特定登録者で、特定登録証の交付を受けている者。ウ　新特定登録者で、新特定登録証の交付を受けている者。エ　社会福祉士又は介護福祉士法附則第３条第１項の認定特定行為を行う従業者③　②のア・イ・ウの職員を配置する場合は、喀痰吸引等業務の登録を、②のエの職員を配置する場合は、特定行為業務の登録を受けているか。 | □ | □ | □ | 　　 |
|  | 基準に適合しなかった場合、体制の変更について届出を行っているか。（加算の取下げ） | □ | □ | □ |  |
| 11　認知症行動・心理症状緊急対応加算・　短期入居生活介護計画・　サービス提供に関する記録及び日誌等・　医師の診断が分かる書類（診療録） | 以下の基準を満たす場合に、１日つき200単位を加算しているか。①　利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に指定（介護予防）短期入所生活介護が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、当該指定（介護予防）短期入所生活介護事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、（介護予防）短期入所生活介護を開始している。※　「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指す。②　加算適用利用者が次を満たしているか。病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入所中の者、認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が直接、指定（介護予防）短期入所生活介護の利用を開始していない。③　医師が判断した日又は、その次の日に利用開始しているか。※　本加算制度は予定外で緊急入所した場合の受入れの手間を評価するものであることから、予定どおりの入所は対象とならない。④　利用開始日から７日を限度として算定しているか。※　本加算は、「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受入れる際の初期の手間を評価したものであり、利用開始後８日目以降の指定（介護予防）短期入所生活介護の利用を妨げるものではないことに留意すること。※　緊急短期入所受入加算との併算定は不可。⑤　判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録しているか。⑥　事業所において、判断を行った日時、医師名及び利用開始にあたっての留意事項等を記録している。 | □ | □ | □ | H12厚告19別表8注11老企第40号第二2(13)H18厚告127別表6注8予防留意事項第二7(10) |
| 12　若年性認知症利用者受入加算・　短期入居生活介護計画・　サービス提供に関する記録及び日誌等 | 若年性認知症利用者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護を行った場合、以下の基準を満たす場合に、１日つき120単位を加算しているか。　①　受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めているか。　②　認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していないか。 ※　認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。 | □ | □ | □ | H12厚告19別表8注12老企第40号第二2(14)H18厚告127別表6注9予防留意事項第二7(11) |
| 13　送迎加算・短期入居生活介護計画・サービス提供に関する記録及び日誌等・運営規程 | (1)　送迎加算（片道１回につき184単位）について、以下の取扱となっているか。①　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と当該事業所との間の送迎を行う場合に加算しているか。②　送迎に係る記録として、利用者、送迎者、送迎先等が明確にされているか。③　送迎先が、利用者の都合による場合を含めて居宅以外となったときに、当該加算を算定していないか。④　送迎の実施については、運営規程に定める実施地域の範囲内となっているか。 | □ | □ | □ | H12厚告19別表8注13H18厚告127別表6注10 |
| (2)　送迎が運営規程に定める実施地域の範囲外となる場合で、別途利用料の徴収に当たっては、運営規程にその利用料を規定しているか。  | □ | □ | □ |
| 14 療養食加算 | (1)　以下の基準を満たす場合に、１日３回を限度として８単位を算定しているか。 | □ | □ | □ | H H12厚告19別表8ハ老企第40号第二2(15)H18厚告127別表6ハ予防留意事項第二7(12) |
| 　（管理） | ①　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されているか。 | □ | □ | □ |
| 　（献立表） | ②　当該療養食に係る献立表が作成されているか。 | □ | □ | □ |
| ③　入所者の病状等に応じて、主治の医師により入所者に対し、疾患治療の直接の手段として発行された食事箋に基づき、療養食を提供しているか。 | □ | □ | □ |
| （食事箋）・　短期入居生活介護 計画・　サービス提供に関する記録及び日誌等* 食事箋
* 献立表
 | ④　医師の発行する食事箋には、当該入所者の年齢、身長、体重、病名、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く。）、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食）及び特別な場合の検査食などの内容が記載されているか。 | □ | □ | □ |
| ⑤　定員超過、人員基準欠如による減算を行っていないか。 | □ | □ | □ |
| (2)　当該入所者に提供される治療食等については、以下の基準を満たしているか。※　療養食の摂取方法については、経口又は経管の別を問わない。 | □ | □ | □ |
| （減塩食事療法） | ①　減塩食事療法について・　心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取扱うものとして、総量6.0g以下の減塩食となっているか。・　高脂血症に対して減塩食療法を行う場合は加算の対象としていないか。 | □ | □ | □ |
| 　（肝臓病食） | ②　肝臓病食について・　肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食（胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む）等となっているか。 | □ | □ | □ |
| 　（胃潰瘍食） | ③　胃潰瘍食について・　十二指腸潰瘍の場合、手術前後に与える高カロリー食は対象としていないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は対象としているか。・　クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者に対する低残さ食について対象としているか。 | □ | □ | □ |
| 　（貧血食） | ④　貧血食の対象となる入所者は、血中ヘモグロビン濃度が10g/dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来しているか。※　医師が認めるもの | □ | □ | □ |
| 　（脂質異常食） | ⑤　高度肥満症（肥満度が+70%以上又はＢＭＩが35以上）に対して食事療法を行う場合に、脂質異常症食に準じて取扱っているか。 | □ | □ | □ |
| 　（特別な場合の検査食） | ⑥　特別な場合の検査食について潜血食の他、大腸Ｘ線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合としているか。 | □ | □ | □ |
| 　（脂質異常食の対象者） | ⑦　脂質異常症食の対象となる入所者は、空腹時定常状態におけるLDL-コレステロール値が140㎎／dl 以上である者又はHDL-コレステロール値が40㎎／dl 未満若しくは血清中性脂肪値が150㎎／dl 以上となっているか。※　薬物療法や食事療法により、血液検査の数値が改善された場合でも医師が疾病治療の直接手段として脂質異常症食にかかる食事せんの発行の必要性を認めなくなるまで算定できる。 | □ | □ | □ |
| 15　緊急短期入所受入加算・　緊急短期入所受入加算に係る届出* 居宅サービス計画

・　短期入居生活介護計画・　サービス提供に関する記録及び日誌等・　居室ごとの入居者名簿* 加算に関する記録
 | 以下の基準を満たす場合に、１日つき90単位を加算しているか。　対象者：介護を行う者が疾病にかかっていることその他のやむを得ない理由により、介護を受けることが出来ない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者。※　利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者。　（やむを得ない事情により、事後に介護支援専門員により当該サービス提供が必要であったと判断された場合には加算の算定は可能。） | □ | □ | □ | H12厚告19別表8注15老企第40号第二(17) |
| ①　緊急利用者については、介護を行う者が疾病にかかっていることその他のやむを得ない理由により、介護を受けることができない者で、その理由や期間、緊急受入後の対応などの事項を記録しているか。 | □ | □ | □ |
| ②　緊急利用者にかかる変更前後の居宅サービス計画を保存するなどして、適正な緊急利用に努めているか。 | □ | □ | □ |
| ③　加算対象期間は原則として７日以内として、その間に緊急受入後に適切な介護を受けられるための方策について、居宅介護支援事業者と密接な連携を行い、相談しているか。※　ただし、７日以内に適切な方策が立てられない場合は、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。 | □ | □ | □ |
| ④　加算対象期間である７日以内に適切な方策が立てられず、加算を引き続き算定する場合に、その状況を記録し、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について十分に検討しているか。 | □ | □ | □ |
| ⑤　認知症行動・心理症状緊急対応加算と併算定していないか。 | □ | □ | □ |
| ⑥　既に緊急利用者を受け入れているため、緊急利用を希望している者を受け入れることが困難な場合は、その緊急利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行っているか。 | □ | □ | □ |
| 16 在宅中重度受入加算・　居宅サービス計画・　短期入居生活介護計画・　サービス提供に関する記録及び日誌等* 医師の指示書
* 委託契約書
 | (1)　指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が居宅において利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、１日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。　・　看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している(Ⅱ又はⅣを算定していない)場合　　　　　　　 421単位・　看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している(Ⅰ又はⅢを算定していない)場合　　　　　　 417単位・　看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)及び(Ⅱ) 又は(Ⅳ)を算定している場合 　　　413単位・　看護体制加算を算定していない場合　　　　　　　　　 　　 425単位 | □ | □ | □ | H12厚告19別表8ニ老企第40号第二2(16) |
| (2)　訪問看護の提供を受けていた利用者が、指定短期入所生活介護を利用する場合であって、指定短期入所生活介護事業者が、当該利用者が居宅において利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員により当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合が対象となっているか。 | □ | □ | □ |
| (3)　健康上の管理等に関する医師の指示は、指定短期入所生活介護事業所の配置医師が行っているか。 | □ | □ | □ |
| (4)　在宅中重度者受入加算を算定するに当たっては、あらかじめ居宅サービス計画に位置づけた上で行っているか。※　特に初めてこのサービスを行う場合は、サービス担当者会議を開催するなどサービス内容や連携体制等についてよく打合せを行った上で実施することが望ましい。 | □ | □ | □ |
| (5)　当該利用者に関する必要な情報を主治の医師、訪問看護事業所、サービス担当者会議、居宅介護支援事業所等を通じてあらかじめ入手し適切なサービスを行うよう努めているか。 | □ | □ | □ |
| (6)　在宅中重度受入加算に係る業務について、訪問看護事業所と委託契約を締結し、利用者の健康上の管理等の実施に必要な費用を訪問看護事業所に支払っているか。　 | □ | □ | □ |
| (7)　健康上の管理等の実施上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は短期入所生活介護事業所が負担し、利用者に請求していないか。 | □ | □ | □ |
| 17　長期利用者に対する減算 | 連続して30日を超えて入所している場合、１日につき30単位を減算しているか。※　居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者。 | □ | □ | □ | H12厚告19別表8注18老企第40号第二2(19)H18厚告127別表6注13 |
| 18　認知症専門ケア加算 | 以下の基準に適合しているものとして所管庁に届け出た場合にそれぞれの単位を算定しているか。⑴　認知症専門ケア加算Ⅰ　　３単位　　①から③を満たしているか。⑵　認知症専門ケア加算Ⅱ　　４単位　　①から⑤をみたしているか。①　利用者のうち、認知症の者（※）の占める割合が２分の１以上であるか。※　認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ、Мに該当する者。※　算定月の全３月間の利用者実人員数又は利用者延人員数（要支援を含む。）の平均で算定し、届出以降も直近３月間の割合が基準を満たしていなければならず、割合については、毎月記録し、割合を下回った場合は、直ちに体制等の変更届を提出しなければならない。②　認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合は１以上、当該対象者の数が20人以上である場合は１に、当該利用者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施しているか。※　認知症介護に係る専門的な研修とは、認知症介護実践者等養成事業の実施について及び認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営についてに規定する認知症実践リーダー研修を指す。ただし、平成31年３月31日までは認知症実践リーダー研修対象者で、かつ、平成30年９月30日までに当該研修の受講申し込みを行っている者を含む。③　従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催しているか。④　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１人以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。※　認知症介護の指導に係る専門的な研修とは認知症介護実践者等養成事業の実施について及び認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営についてに規定する認知症介護指導者研修を指す。ただし、平成31年３月31日までは認知症実践指導研修対象者で、かつ、平成30年９月30日までに当該研修の受講申し込みを行っている者を含む。⑤　介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定しているか。※　併設事業所及び特別養護老人ホームの空床利用について併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である指定介護老人福祉施設と一体的に行うものとすること。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数（特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該指定短期入所生活介護の対象者の数）を合算した数が20人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上の②又は④に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となる。 | □ | □ | □ | 平12厚告19号の別表の８ ホ老企第40号第二2(18)平18厚告127号の別表の６ ニ予防留意事項第二7(13) |
|  | 基準に適合しなかった場合、体制の変更について届出を行っているか。（加算の取下げ） | □ | □ | □ |  |
| 19　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ・　サービス提供体制強化加算に係る届出書・　サービス提供体制強化加算計算書 | 以下の基準に適合しているものとして所管庁に届け出た場合に１日につき18単位を算定しているか。①　介護職員の総数（空床利用の場合は本体施設と合算）のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である。②　定員超過、人員基準欠如による減算を行っていない。 | □ | □ | □ | H12厚告19別表8ヘ老企第40号第二2(20)H18厚告127別表6 ホ予防留意事項第二7(14) |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ | 以下の基準に適合しているものとして所管庁に届け出た場合に１日につき12単位を算定しているか。①　介護職員の総数（空床利用の場合は本体施設と合算）のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である。②　定員超過、人員基準欠如による減算を行っていない。 | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 以下の基準に適合しているものとして所管庁に届け出た場合に１日につき６単位を算定しているか。①　看護・介護職員の総数（空床利用の場合は本体施設と合算）のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。②　定員超過、人員基準欠如による減算を行っていない。 | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | 以下の基準に適合しているものとして所管庁に届け出た場合に１日につき６単位を算定しているか。①　指定（介護予防）短期入所生活介護を利用者（空床利用の場合は本体施設と合算）に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数３年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。※　指定（介護予防）短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。②　定員超過、人員基準欠如による減算を行っていない。①　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く。）の平均を用いる。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあっては、利用者・入居者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えない。　　ただし、前年度の実績が６か月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前３か月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、４か月目以降届出が可能となるものである。②　①のただし書の場合には、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。③　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。具体的には、平成21年４月における勤続年数３年以上の者とは、平成21年３月31日時点で勤続年数が３年以上である者をいう。④　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。⑤　指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員として勤務を行う職員を指す。⑥　同一の事業所において指定介護予防短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行う。 | □ | □ | □ |
|  | 基準に適合しなかった場合、体制の変更について届出を行っているか。（加算の取下げ） | □ | □ | □ |  |
| 20　介護職員処遇改善加算【介護予防同様】・　介護職員処遇改善加算届出書・　介護職員処遇改善加算計画書・　キャリアパス要件等届出書・　介護職員処遇改善加算実績報告書・　労働保険納付書類・研修に関する記録 | ○介護職員処遇改善加算(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　 1000分の83に相当する単位数を加算しているか。【下の基準①から⑧　いずれにも適合する場合】(2)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　 1000分の60に相当する単位数を加算しているか。【下の基準①から⑥、⑦のaからdまで及び⑧のいずれにも適合する場合】(3)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　　1000分の33に相当する単位数を加算しているか。【下の基準①から⑥⑨⑩いずれにも適合する場合】(4)　介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　 (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数を加算しているか。【下の基準①から⑥かつ⑨又は⑩に掲げる基準に適合する場合】(5)　介護職員処遇改善加算(Ⅴ)　 (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数を加算しているか | □ | □ | □ | 平成12厚告19号の別表8　トH18厚告127別表6 ヘ |
| ①　介護職員の賃金（退職手当除く）の改善に要する費用見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じているか。 | □ | □ | □ |
| ②　当該指定短期入所生活介護事業所において、①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、所轄庁に届けているか。 | □ | □ | □ |
| ③　介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施しているか。 | □ | □ | □ |
| ④　当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を所轄庁に報告しているか。 | □ | □ | □ |
| ⑤　算定日が属する月の前12か月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていないか。 | □ | □ | □ |
| ⑥　当該指定短期入所生活介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われているか。 | □ | □ | □ |
| ⑦　次のいずれにも適合しているか。a）　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（賃金に関することを含む。）を定めていること。b)　 aの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。c）　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。d)　cの要件について全ての介護職員に周知していること。e) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。f) eの要件について全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| ⑧　平成27年４月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知しているか。 | □ | □ | □ |
| ⑨　次のⅰ・ⅱのいずれかの基準に適合しているか。ⅰ）　次に掲げる要件の全てに適合しているか。a）　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（賃金に関することを含む。）を定めていること。b)　 aの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。ⅱ）　次に掲げる要件の全てに適合すること。a）　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。b)　 aの要件について全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| ⑩　平成20年10月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知しているか。 | □ | □ | □ |